

様

平成 24 年 2 月 24 日に知事あてにいただいたお手紙の質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1 風車火災に関して

風力発電設備の火災に関しては、電気事業法に基づく基準等に適合するように設計、工事、維持・管理することが求められ、これに則した対応がなされるものと考えております。

2 林地開発許可に関して

本県では、林地開発許可の申請がなされた際には、県ホームページにも公開している『林地開発許可審査基準及び一般的事項』に基づき審査をしております。

本開発の申請書を審査したところ、災害の防止については、基準を満たす容量を持つ沈砂池を設置するとともに、道路や残土処分場ののり面は緑化を図るなど、土砂流出の防止が図られておりました。

水害の防止については、線状の開発行為であるため一箇所に集水して排水するのではなく、別々の沢や涸れ沢に少量ずつ分散して排水することにより、水害の防止が図られておりました。

水の確保については、開発区域内に取水施設はなく、著しい支障をきたすことがないと判断いたしました。

環境の保全については、風力発電所に適用する「工場・事業場の設置」の基準以上の森林率及び林帯を確保しておりました。

以上のことより、本開発行為は災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全、の4つの審査基準を全て満たしていると判断いたしました。

3 静岡県地震防災センターの防災上の留意点及び土砂崩れに関して

森林等における開発行為が行われる場合、懸念される災害を生じさせないために土木技術的見地から定められた転用に係る審査基準等があります。

県では、そうした審査基準に照し合せ審査した結果、現地の地形、土質等を考慮した適正な設計がなされていると判断しております。

4 バードストライク等に関して

当該風力発電事業者は、専門家による「希少野生生物調査報告書」を作成し、県に提出しており、計画地でのバードストライクの可能性は小さいものと予測されています。

県としては事業者に対し、こうした専門調査の状況を地元の皆様に十分に説明するよう指導してまいります。

5 パラドックスに関して

県は、電力の安定確保や地球温暖化防止の視点から、自然エネルギーの導入は進められるべきものと考えておりますが、導入にあたっては、地域の特性や地元の考え、環境への影響等を踏まえた検討が必要であると考えます。

6 林野庁の看板に関して

県としては国有林の目的も様々ありますので不整合とは解釈しておりません。国に関することですので詳しいコメントは控えさせていただきます。

7 代替案に関して

民間の事業者が進めようとしている計画に、県として代替案を示すなどの行政指導を行うことは、適正な対応であるとは考えておりません。

また、■■■■様が保安林の意見聴取会で提案された内容は、様々な事情を抱えた他県に関わることでありますので、本県としてコメントすべきではないと考えております。

平成 24 年 3 月 30 日

静岡県交通基盤部森林局森林計画課長

森林保全課長

くらし・環境部環境局環境政策課長

生活環境課長

